

厚生労働省発生食 0221 第 3 号
令和 4 年 2 月 21 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

Bacillus subtilis NT I 05 (p H Y T 2 A o p t) 株を利用して
生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ

